

第6回公民館のコミュニティセンター化検討部会

日時 令和2年2月21日（金）

午後1時30分～午後3時30分

場所 浜田市役所4階 講堂AB

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 議題

(1) 検討事項について（検討項目：⑦開館時間～⑫運営方式）

(2) 今後の予定について

3月19日（木）13：30～ 第7回部会〔講堂AB〕

4 その他

5 閉 会

公民館のコミュニティセンター化検討部会名簿

1 部会委員

(敬称略・順不同)

No.	区分	所属	役職	氏名	備考
1	識見者	島根県立大学しまね地域研究センター	客員研究員	長畠 実	部会長
2	関係行政機関	浜田市社会教育委員の会	会長	富金原 完	副部会長
3	地区まちづくり 推進委員会	美川地区まちづくりネットワーク	会長	大谷 弘幸	
4		今福地区まちづくり推進委員会	委員	岩崎 敏	
5		都川地区まちづくり推進委員会	会長	新森 増美	
6		安城地区まちづくり推進委員会	委員	岡本 薫	
7		三隅自治区まちづくり会議	会長	齋藤 正美	
8		長浜公民館	館長	瀧口 嘉輝	
9		波佐公民館	館長	楳田 浪子	
10	公民館	市木公民館	館長	尾崎 光政	
11		杵東公民館	館長	日下田 周之	
12		黒沢公民館	館長	三浦 博美	

2 浜田市

No.	職名	氏名	備考
1	地域政策部長	岡田 泰宏	欠席
2	政策企画課長	岡橋 正人	
3	企画係長	大屋 一幸	

3 事務局

No.	職名	氏名	備考
1	まちづくり推進課長	邊寿雄	
2	地域づくり推進係長	上野晃	
3	地域づくり推進係 主事	野津聖	
4	地域づくり推進係 主事	山藤通子	
5	生涯学習課長	村木勝也	欠席
6	生涯学習係長	古城崇浩	
7	生涯学習係主任主事	藤井雄也	
8	派遣社会教育主事	小川豊	
9	派遣社会教育主事	三浦洋子	
10	図書館係 主事	喜代吉鏡子	欠席
11	金城支所防災自治課長（金城分室長）	原田俊治	
12	地域振興係長	森川学	
13	教育振興係長	岩崎久佳	
14	旭支所防災自治課長（旭分室長）	佐々尾昌智	
15	地域振興係長（教育振興係長）	稻田誠	
16	弥栄支所防災自治課長（弥栄分室長）	三浦一美	
17	地域振興係長（教育振興係長）	田中健	
18	三隅支所防災自治課長（三隅分室長）	小松寿興	
19	地域振興係長（教育振興係長）	田倉大輔	欠席

公民館のコミュニティセンター化に関する事項

(令和2年2月21日 第6回部会資料)

公民館のコミュニティセンター化に関する事項

1-① 設置目的

浜田市公民館	参考	
	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)
<p>社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。) 第 20 条の目的を達成するため、法第 24 条の規定に基づき浜田市立公民館(以下「公民館」という。) を設置する。</p> <p>※社会教育法第 20 条</p> <p>公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>地域の特性に応じた主体的かつ総合的な地域づくりを促進するとともに、一人ひとりの主体的な学びとしての生涯学習を推進することにより、活力ある持続可能な地域社会の実現を図るため、周南市市民センター(以下「センター」という。) を設置する。</p>	<p>坂井市まちづくり基本条例の理念に基づく市民と行政による協働のまちづくりを推進し、個性豊かで活力のある地域社会の実現に寄与とともに、市民の地域づくり活動及び社会教育推進・生涯学習活動の拠点として、また、市民相互の交流を促進する場として坂井市コミュニティセンター(以下「センター」という。) を設置する。</p> <p>(位置づけ) センターは、社会教育法第 21 条に基づく施設とみなす。</p>

ア 市の基本的な考え方

- ・(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例の理念に基づき、地域課題の解決に向けた住民の主体的なまちづくり活動を支援する施設とする。
- ・社会教育の拠点としての位置づけは残し、社会教育機能の維持・充実を図る。

イ 各団体等からの意見・提言

- ・社会教育を基盤とした「まちづくりを支援する公民館」を目指すべき。[社会教育委員の会]
- ・協働の大切さを行政・市民・地域において共有すること。[市公連]

ウ 部会委員からの意見

- ・自治区制度に代わる新しい条例に基づいて、よりよい活動を行っていく必要がある。
- ・地域の違いを認め合い、同じ方向を向いて進んでいくべき。

エ 部会としての考え方（たたき台）

- ・自治区制度の後継となる新たな条例に基づく地域拠点施設であること明らかにすること。
- ・住民主体のまちづくりと社会教育・生涯学習の推進により、活力ある地域社会の実現に寄与する施設を目指すこと。

オ 第5回部会での意見

- ・理念だけではなく、浜田市版の目的を明確にすべき。
- ・「活力ある地域社会」よりも「地域課題の解決」を盛り込むとよい。
- ・共通認識のもと「One Team 浜田」で取り組めるような目的とすべき。
- ・わかりやすく、簡略的な表現を用いるべき。
- ・地域住民一人ひとりが温もりを感じ取れるものにしてほしい。
- ・業務内容に結び付けられるような表現にしておくと分かりやすい。
- ・「持続可能」な活動が大切になってくるので「持続可能」という表現は入れたほうがよい。

カ 部会としての考え方（素案）

- ・自治区制度の後継となる新たな条例に基づく地域拠点施設であること明らかにすること。
- ・公民館のコミュニティセンター化によって、地域住民の主体的なまちづくり活動を促進するとともに、地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習を推進し、もって地域課題の解決を図り、持続可能な地域社会の実現を目指すものとする。

1-② 名称等

参考		
浜田市公民館	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)
名称 公民館 施設数 26 館 (分館 9 館)	名称 市民センター 施設数 36 館	名称 コミュニティセンター 施設数 23 館 (分館 3 館)

ア 市の基本的な考え方

- ・現在の公民館をそのまま移行する。
- ・名称については、部会での議論を踏まえて決定する。

イ 各団体等からの意見・提言

- ・人づくり・地域づくりセンター〔社会教育委員の会〕

ウ 部会委員からの意見

- ・社会教育法に基づく施設であれば「公民館」がよいのではないか。
- ・新しく変わることが分かるように名称は変更したほうが良い。
- ・「コミュニティセンター」には違和感がある。
- ・名称に大きなこだわりはない。

エ 部会としての考え方（たたき台）

- ・公民館が新しい機能を持った施設に変わることを地域住民等に理解してもらうためにも、名称は変更することが望ましい。
- ・「コミュニティセンター」という名称では、何をする施設か分かりにくいことから、「まちづくりセンター」のように施設の機能などを端的に表した施設名にするべき。

（検討課題）

- ・具体的な名称案〔いわゆる仮称〕を提案すべきか。
- ・「公民館」という名称を何らかの方法で残す可能性について言及すべきか。

オ 第5回部会での意見

- ・名称は、議論が進み、共通認識が深まってから話し合うべき。
- ・公民館は親しみがあって温かみのある施設なので、名称は公民館のままでよいと思う。
- ・これを契機に新しい施設に変わるので、名称は変えたほうが良い。（例：市民センター）

カ 部会としての考え方（素案）

※ 名称については最後に議論する。

1-③ 管理

参考		
浜田市公民館	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)
公民館の管理は、教育委員会が行う。	(規定なし) ※市長部局が管理	(規定なし) ※市長部局が管理

ア 市の基本的な考え方

- ・市長部局へ移管する。
→ 社会教育法による使用制限の適用を受けないようにすることで、まちづくり活動がより柔軟に行える施設とする。
また、市長部局が所管することで、まちづくりに関連する福祉・産業・防災などの関連部署への連絡・調整の円滑化を図り、行政によるサポート体制（協働関係）の強化につなげる。

イ 各団体等からの意見・提言

- ・市長のリーダーシップにより展開できるよう市長部局へ移管する。〔社会教育委員の会〕
- ・市長部局と教育委員会を超越した事務局体制の検討が必要。〔社会教育アドバイザー〕
- ・周南市のように施設の所管は市長部局に移し、生涯学習は教育委員会で担う方法や、市長部局に社会教育を担う新たな部署を創設する方法もある。〔社会教育アドバイザー〕

ウ 部会委員からの意見

- ・共育の理念を大事にするために市長部局と教育委員会の両方で所管するのがよい。
- ・学校との関わりをスムースにできる体制をなくさないこと。
- ・社会教育については、教育委員会のままがよい。
- ・施設の所管等は、市長部局へ移管してもよい。

エ 部会としての考え方（たたき台）

- ・施設の運営及び所管については、社会教育法による使用制限の適用を受けず、まちづくり活動により柔軟に使用できる施設となるよう、市長部局へ移管することが望ましい。
- ・社会教育については、「はまだっ子共育プロジェクト」や「ふるさと郷育」の推進に当たり、子どもや家庭、学校教育との関わりが引き続き重要であり、これらの社会教育機能を十分に担保するためにも、教育委員会がそのまま所管るべき。

オ 第5回部会での意見

- ・社会教育以外の業務は市長部局で対応し、社会教育は教育委員会が所管すべき。
- ・所管が分かれることに起因する業務負担増が発生しないようにすべき。

カ 部会としての考え方（素案）

- ・施設の運営及び所管については、社会教育法による使用制限の適用を受けず、まちづくり活動により柔軟に使用できる施設となるよう、市長部局へ移管することが望ましい。
- ・社会教育については、「はまだっ子共育プロジェクト」や「ふるさと郷育」の推進に当たり、子どもや家庭、学校教育との関わりが引き続き重要であり、これらの社会教育機能を十分に担保するためにも、教育委員会がそのまま所管するべき。
- ・所管が市長部局と教育委員会にまたがることによって、センター職員の負担が増えることのないよう十分に配慮すること。

1-④ 業務（事業）

浜田市公民館	参考	
	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)
<p>公民館は、法第 20 条の目的達成のために、おおむね次の事業を行う。</p> <p>(1) 定期講座を開設すること</p> <p>(2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること</p> <p>(3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること</p> <p>(4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること</p> <p>(5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること</p> <p>(6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること</p>	<p>センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 地域づくりの支援に関する事業</p> <p>(2) 生涯学習の推進に関する事業</p> <p>(3) 各種団体、組織及び機関等の連携に関する事業</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>センターは、次に掲げる事業等を行う。</p> <p>(1) 協働のまちづくりを推進し、市民が行う自主的な地域づくり活動を支援する事業</p> <p>(2) 社会教育法第 22 条に規定する事業</p> <p>(3) 市民の交流を促進し、コミュニティの形成に資する事業</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(5) その他市長が必要と認める事業</p>

ア 市の基本的な考え方

- ・地域課題の解決に向けた住民の主体的なまちづくり活動を支援する。
- ・現在の公民館事業をベースに社会教育及び生涯学習を引き続き推進する。
- ・行政窓口業務（証明発行等）については、基本的に継続する。

イ 各団体等からの意見・提言

- ・社会教育を基盤とした「まちづくりを支援する公民館」を目指すべき。〔社会教育委員の会〕
- ・「学び・考える」機能と「動く」機能の相乗効果や連鎖を生み出していく。〔市議会：中山間〕
- ・従来の機能がなくなり、住民サービスが低下しないようにすること。〔市議会：行革〕
- ・多世代交流の場、地域課題の解決に向けた組織体制の構築、社会教育・生涯学習の推進、人材活用及び人材育成の推進等の機能について検討すること。〔市議会：行革〕
- ・センターと地区まちづくり推進委員会、地域協議会との関係性を整理すること。〔市議会：行革〕
- ・共育の精神を地域づくりの中心に据える必要がある。〔市公連〕
- ・行政窓口業務に係る時間が非常に多く、行政に対する相談も多い。〔市公連〕

ウ 部会委員からの意見

- ・「支援」の内容を具体的に示す必要がある。
- ・公民館事業の基本は残すべき。
- ・公民館は「支援」ではなく本体そのものになっている館もある。
- ・地区まちづくり推進委員会の事務局を担うなどの支援が必要な地域もあれば、各種団体の交通整理的な支援のほうが適当な地域もある。
- ・公民館と地区まちづくり推進委員会の役割をしっかりと整理し、まちづくり活動にはいろいろな形態があることを認識してスタートしていかないといけない。

エ 部会としての考え方（たたき台）

- ・センターの事業は、「住民主体によるまちづくり活動の支援」と「社会教育及び生涯学習の推進」を2本柱とする。
- ・具体的な事業については、現在の公民館事業を基本としつつ、センターの設置目的（活力ある地域社会の実現）に沿った事業の広がりが期待される。
- ・各センターが取り組む個別の事業内容については、地域ごとに実情や公民館活動の経緯が異なることから、関係団体等との話し合いの下、センターごとに地域の特色を活かした事業を企画し、実施することが望ましい。
- ・センターと地区まちづくり推進委員会との関係性については、組織の設立状況や地区まちづくり推進委員会ごとに必要な支援のあり方が異なることから、地域ごとに話し合いを通じて役割等を整理する必要がある。

オ 第5回部会での意見

- ・公民館職員は、地区まちづくり推進委員会の事務局を担うのではなく、事務のサポートをする形がよいのではないか。
- ・コミュニティセンター化すると「社会教育」と「まちづくり」の両方を担うのだから、地区まちづくり推進委員会の事務は、地区まちづくり推進委員会でと言うと議論が進まなくなる。
- ・「支援」という単語は距離を感じる。まちづくりに密接に関わっている公民館もあるので別の表現が望ましい。
- ・地区まちづくり推進委員会が残るのであれば、コミュニティセンター化する意味はないのではないか。
- ・まちづくりの活動主体は60～70代で、若い人は仕事や家庭で忙しいのが現状。このような状況で公民館と地区まちづくり推進委員会が分離されるとうまくいかない。今後も今までどおり一体となって運営し、お互いに補完し合いながらまちづくり活動ができるようにしてもらいたい。

カ 部会としての考え方（素案）

- ・センターの事業は、「地域住民の主体的なまちづくり活動の促進」と「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」を2本柱とする。
- ・「地域住民の主体的なまちづくり活動の促進」については、地区まちづくり推進委員会等の活動の活性化や円滑化を図るため、センター職員による人的支援・情報の収集発信・地区まちづくり推進委員会の設立支援などに取り組むものとする。
- ・「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」については、現在の社会教育事業（共育・ふるさと郷育など）や生涯学習事業を継承しつつ、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり（まちづくり）に向けた取り組みを推進するものとする。
- ・各センターが取り組む個別の事業内容については、地域ごとに実情や公民館活動の経緯が異なることから、関係団体等との話し合いの下、センターごとに地域の特色を活かした事業を企画し、実施することが望ましい。
- ・センターと地区まちづくり推進委員会との関係性については、組織の設立状況や地区まちづくり推進委員会ごとに必要な支援のあり方が異なることから、地域ごとに話し合いを通じて役割等を整理する必要がある。

1-⑤ 職員

浜田市公民館	参考	
	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)
・館長 ・主事 ・その他の職員	・所長 ・主事 ・その他の職員 ただし、指定管理者が管理を行なうセンターについては、この限りでない。	・コミュニティセンター長（以下「センター長」） ・その他必要な職員（以下「センター職員」）

ア 市の基本的な考え方

- ・センター長 1名 (52 時間から **131 時間 45 分**へ拡充)
- ・センター職員 1~3 名程度 (**131 時間 45 分**)
- ・連携主事 1名 (自治区ごとに)

※ 現在の館長及び主事は、これまでの経験や地域とのつながりを持っているので、引き継ぎ力を貸してもらいたい。

イ 各団体等からの意見・提言

- ・常勤のセンター長 1名と職員 2名を配置する。2名のセンター職員のうち、1名が共育等の社会教育担当、もう 1名が地域づくり担当とする。〔社会教育委員の会〕
- ・職員の採用については、広く公平な見地から人材を登用すべく、公募制を導入する。〔社会教育委員の会〕
- ・公民館に、現在の公民館主事に加えてまちづくり担当を配置して体制強化を図り、両者が連携して機能拡充を図る。〔市議会：中山間〕
- ・コミュニティセンター化により過度の事務負担とならないよう、職員体制及び職員確保に配慮されたい。〔市議会：行革〕
- ・センター業務は、正職員か行政O Bが担うべきではないか。〔市公連〕

ウ 部会委員からの意見

- ・センター長、センター職員ともに地元選出が望ましいが、地域に人材がない。
- ・センター長をフルタイム化すると、更になり手がない。
- ・持続可能な人材確保のためには、地域外からの採用も検討が必要。
- ・センター長の勤務時間については、現状の 52 時間と 132 時間の間の設定も検討できないか。
- ・センター職員の増員は必要だが、地域によっては地元選出が難しい。
- ・パート主事の仕組みは、人材がない地域では必要だが、そうでない地域では廃止すべき。
- ・連携主事は、行政的なことや地域のことを総合的に判断できる人がよい。
- ・連携主事は、市職員が適役である。
- ・センター職員等に市の再任用職員を配置してもらいたい。

エ 部会としての考え方（たたき台）

- ・センター長及びセンター職員については、地元選出が困難な地区も多いため、公募方式の検討が必要である。その際、地域に精通した者の優先雇用には配慮すること。また、現在の館長及び主事が有している社会教育等のノウハウや地域とのつながりは貴重な財産であることから、本人の意思を確認したうえで、継続雇用すること。
- ・センターへの配置人員については、センター長1名、センター職員2名を基本とし、地域の実情に応じて加減すること。
- ・センター長の勤務時間の拡充については、実質的な人員増につながるもの、地域によっては、人材確保の足かせになることが懸念される。また、センター長の業務量にもばらつきが見られることから、センター長の勤務時間拡充によらない人員増の仕組みも検討すべき。
- ・連携主事については、後述する職務内容から、まちづくり等の支援経験者が適任であり、市職員の配置を含め、適任者の確保に努めること。

オ 第5回部会での意見

- ・地域人口が減少する中で、地区まちづくり推進委員会の事務局（＝公民館）への負担が大きくなつておらず、負担の解消に向けた人員配置について配慮してほしい。
- ・特に山間地域においては人材が不足していることから、退職する市職員の再雇用の場を公民館にするなどして、人材を確保してもらいたい。

カ 部会としての考え方（素案）

- ・センター長及びセンター職員については、地元選出が困難な地区も多いため、公募方式の検討が必要である。その際、地域に精通した者（例えば市職員退職者など）の優先雇用には配慮すること。また、現在の館長及び主事が有している社会教育等のノウハウや地域とのつながりは貴重な財産であることから、本人の意思を確認したうえで、継続雇用すること。
- ・センターへの配置人員については、センター長1名、センター職員2名を基本とし、地域の実情に応じて加減すること。
- ・センター長の勤務時間の拡充については、実質的な人員増につながるもの、地域によっては、人材確保の足かせになることが懸念される。また、センター長の業務量にもばらつきが見られることから、センター長の勤務時間拡充によらない人員増の仕組みも検討すべき。
- ・連携主事については、後述する職務内容から、まちづくり等の支援経験者が適任であり、市職員の配置を含め、適任者の確保に努めること。

1-⑥ 職務

浜田市公民館	参考	
	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)
<p>館長は、公民館の行う各種事業の企画、実施その他必要な事業を行い、所属職員を監督する。</p> <p>主事その他の職員は、館長の命を受け館務に従事する。</p>	(規定なし)	<p>センター長は、上記事業を達成するため、市長の命を受けて、事務を掌握し、センター職員を指揮監督する。</p> <p>センター職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。</p>

ア 市の基本的な考え方

- センター長は、センターの行う各種事業の企画、実施その他必要な事業を行い、所属職員を監督する。
- センター職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。
- 連携主事（仮称：まちづくりコーディネーター）は、センター及び地区まちづくり推進委員会等が行う事業に対して指導・助言を行い、センター及び地区まちづくり推進委員会等の組織強化及び連携強化を図る。

イ 各団体等からの意見・提言

- 「センター長」や「連携主事」の役割について明確に示されたい。〔市議会：行革〕
- 連携主事の位置づけや立ち位置が分からぬ。〔市公連〕

ウ 部会委員からの意見

- 公民館の業務が膨れ上がっているので、職務整理を行う必要がある。
- まちづくりの支援を行う場合には、土日や夜間の業務が増えることが想定されるため、勤務条件の整理や時間外手当等の導入について検討が必要である。

エ 部会としての考え方（たたき台）

- 各職員の職務については、上記「市の基本的な考え方」を基本としつつ、地域の実情に応じて個別の職務を整理すること。
- 土日や夜間勤務の増加が想定されることから、勤務条件を整理するとともに時間外手当等の導入を検討すべき。

オ 第5回部会での意見

- ・連携主事の勤務条件や業務を十分に整理しておかないと後から負担が大きくなる可能性がある。
- ・各自治区に1名とのことだが、各自治区で状況が異なることから配慮が必要。
- ・まちづくり活動は地域ごとに様々であり、連携主事による指導は難しいのではないか。連携主事の配置よりも、各館への人員の充実を図るべき。
- ・特色あるまちづくり活動が、連携主事の考え方で統一されるようなことは避けるべき。特に計画の策定段階からの関わりについては検討が必要。

カ 部会としての考え方（素案）

- ・各職員の職務については、上記「市の基本的な考え方」を基本としつつ、地域の実情に応じて個別の職務を整理すること。
- ・特に連携主事（仮称：まちづくりコーディネーター）については、各地域の特色あるまちづくり活動が更に前進するよう、地域やセンターの自主性や主体性を尊重した助言、指導等に努めること。
- ・土日や夜間勤務の増加が想定されることから、勤務条件を整理するとともに時間外手当等の導入を検討すべき。

1-⑦ 開館時間及び休館日

浜田市公民館	参考	
	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)
開館時間 ・9:00～21:00 (浜田：日曜日は、17:00まで)	使用時間 ・8:30～22:00	使用時間 ・8:30～21:30（準備・片付け時間を含む）
休館日（共通） ・祝日 ・12月29日～1月3日	休館日 ・12月29日～1月3日	休館日 ・祝日 ・12月29日～1月3日 ・第3日曜日
休館日（自治区別） ・浜田：第1・3日曜日 ・三隅：日曜日（三隅公民館の体育館を除く） ・他：土曜日及び日曜日		

ア 市の基本的な考え方

- ・開館時間については、現行の開館時間（9:00～21:00）を基本とする。
- ・休館日については、実態として休館日であっても使用申請があれば使用を許可していることや、まちづくり活動に広く活用できる施設を目指すという観点から、必要最低限に設定する。（例：年末年始のみ）
- ・一方で、センター職員の勤務体系を考慮し、土日や祝日等については、各センターの使用状況等を踏まえ、職員不在日の設定や管理人の配置によって対応する。（土日や祝日等に事業がある場合にはこの限りでない。）
- ・開館時間及び休館日については、必要に応じて変更できるようにする。

イ 各団体等からの意見・提言

- ・コミュニティセンター化により、施設の使い方や利用層の拡大が想定されるため、各地域に応じた住民が利用しやすい開館日時の配慮を検討されたい。〔市議会：行革〕

ウ 部会委員からの意見

- ・休館日や鍵対応に統一性がないため、できる限り統一したほうがよい。
- ・まちづくりの支援を行う場合には、土日や夜間の業務が増えることが想定されるため、各館の判断で対応できるようにするべき。
- ・三隅自治区は、他の自治区と異なり土曜日が勤務日となっている。

1-⑧ 使用料

浜田市公民館	参考																													
	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)																												
使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が後納を認めるときは、この限りでない。	使用者は、別表に定める使用料の合計金額を前納しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、国若しくは公共団体が使用するとき、又は市長が認めるときは、後納することができる。	市長は、施設の使用を許可する場合において、別表に定める使用料を徴収するものとする。																												
使用料規定のある公民館 ・美又公民館 ・久佐公民館 ・小国公民館 ・波佐公民館 ・三隅公民館（体育館のみ） ※部屋ごとに使用料の額を設定している。 ※全館、使用料とは別に「実費弁償」として冷暖房費等の実費を徴収している。	(主な使用料) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 m²未満</td> <td>150 円</td> <td>230 円</td> <td>230 円</td> </tr> <tr> <td>50 m²以上 100 m²未満</td> <td>640 円</td> <td>930 円</td> <td>930 円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>550 円</td> <td>800 円</td> <td>800 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※別に冷暖房費や附属設備費の規定あり。 ※営利目的等の場合には加算あり。</p>	施設	午前	午後	夜間	50 m ² 未満	150 円	230 円	230 円	50 m ² 以上 100 m ² 未満	640 円	930 円	930 円	調理実習室	550 円	800 円	800 円	(使用料) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1時間当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 m²未満</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>50 m²以上 100 m²未満</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>100 m²以上 200 m²未満</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>200 m²以上 300 m²未満</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>300 m²以上</td> <td>900 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※別に附属設備費の規定あり。 ※営利目的等の場合には加算あり。</p>	区分	1時間当たり	50 m ² 未満	100 円	50 m ² 以上 100 m ² 未満	200 円	100 m ² 以上 200 m ² 未満	300 円	200 m ² 以上 300 m ² 未満	500 円	300 m ² 以上	900 円
施設	午前	午後	夜間																											
50 m ² 未満	150 円	230 円	230 円																											
50 m ² 以上 100 m ² 未満	640 円	930 円	930 円																											
調理実習室	550 円	800 円	800 円																											
区分	1時間当たり																													
50 m ² 未満	100 円																													
50 m ² 以上 100 m ² 未満	200 円																													
100 m ² 以上 200 m ² 未満	300 円																													
200 m ² 以上 300 m ² 未満	500 円																													
300 m ² 以上	900 円																													

ア 市の基本的な考え方

- ・使用料は、貸館機能を有するセンター（分館を含む）で徴収するものとする。
 - ・使用料の額は、使用する面積及び時間により算定する方式とする。
 - ・営利団体がセンターの設置目的に沿わない使用をする場合や市外の団体が使用する場合には、使用料を加算する。
 - ・冷暖房費等の実費についても別に定めて徴収する。
- ※ 減免については 1-⑨へ

イ 各団体等からの意見・提言

- ・民間になった場合の施設の使用料等の決め方など細部のことを知りたい。〔市公連〕

ウ 部会委員からの意見

- ・使用料の統一について検討すべき。

1-⑨ 使用料の減免

浜田市公民館	参考	
	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)
教育委員会は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。	<p>[免除]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市又は教育委員会が主催又は共催する行事 ・設置目的に沿って市内の公共的団体が使用 ・保育所や学校等が保育や教育目的で使用 <p>[5割減免]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市以外の官公庁や大学等 <p>[3割減免]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市又は教育委員会の後援 	<p>[免除]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市又は教育委員会が主催又は共催する行事 ・市内の幼児、小中学生で組織される団体の使用 <p>[5割減免]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市又は教育委員会の後援行事 <p>[3割減免]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益上必要と認める場合(5割以下の減免)

ア 市の基本的な考え方

- ・次のような場合には、使用料を減免する。ただし、減免割合については、改めて検討する。
 - ・市又は教育委員会が主催、共催又は後援するとき
 - ・市以外の官公庁が行政目的で使用するとき
 - ・島根県立大学、市内の高等専門学校及びその学生が使用するとき
 - ・市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校及びその学生等が使用するとき
 - ・市内の非営利団体がセンターの設置目的に沿って使用するとき
 - ※ 非営利団体とは、利益の分配を目的としない団体のこと
 - ・市内の営利団体がセンターの設置目的に沿って使用するとき（入場料等を徴収し、又は物品販売を行う場合を除く）
- ・その都度減免の手続きを行うことは、申請者及び市（センター職員）双方の負担となることから、減免団体の登録制について検討する。

イ 各団体等からの意見・提言

- ・特になし

ウ 部会委員からの意見

- ・減免規定が曖昧なため、はつきり規定するべき。
- ・地域が利用する場合には、ある程度の減免が必要である。人が集まるかどうかにも関わってくる。

1-⑩ 使用許可

浜田市公民館	参考	
	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)
<ul style="list-style-type: none"> ・事前申請、事前許可（必要に応じて条件付加） ・次の場合には許可しない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第23条に定められた行為又は集会 (2) 社会教育上不適当と認められる催し又は集会 (3) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがある催し又は集会 (4) 暴力団等の利益になると認められる催し又は集会 (5) その他公民館の管理運営上支障があると認められる催し又は集会 <p>※社会教育法第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。</p> <p>一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。</p> <p>二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。</p> <p>2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前申請、事前許可（必要に応じて条件付加） ・次の場合には許可しない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 法の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき (2) センターの建物、附属設備、備品等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前申請、事前許可（必要に応じて条件付加） ・次の場合には許可しない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき (2) 危険物を使用するもので、火災、事故等発生のおそれがあると認められるとき (3) 施設又は設備若しくは器具を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき (4) 集団的又は常習的に暴力又は不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき (5) 入場料の徴収及び物品の販売又はこれに類する行為を行うおそれがあると認められるとき。ただし、市長が認める場合には、この限りでない (6) その他施設等の管理に支障があるとき

ア 市の基本的な考え方

- ・使用申請手続きについては、現行どおり事前申請・事前許可を基本とする。
- ・次のような場合には、使用を許可しない。
 - ・公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき
 - ・危険物を使用するもので、火災、事故等発生のおそれがあるとき
 - ・施設又は設備若しくは器具を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき
 - ・暴力団等の利益になると認められるとき
 - ・その他管理上支障があるとき
- ・一般的な公共施設で規定されている、使用許可後の規定違反等による使用制限、特別な器具等の持ち込み制限、目的外使用や転貸の禁止、原状回復や損害賠償の義務などについても規定する。

イ 各団体等からの意見・提言

- ・特になし

ウ 部会委員からの意見

- ・使用料とあわせて検討すべき。

1-⑪ 運営推進委員

浜田市公民館	参考	
	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)
<p>社会教育法第 22 条に規定する事業を円滑に推進していくために、各地区的公民館に公民館運営推進委員を置くことができる。</p> <p>委員は 20 人以内とする。</p>	<p>連絡会議を設けて地域の意向を運営に反映 (地区ごとに自由な組織形態)</p>	<p>センターにコミュニティセンター運営協議会を置くことができる。</p> <p>センター事業の企画運営について協議する。</p> <p>(構成員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会 ・地区区長会（連合自治会・自治会長会） ・社会教育関係者 ・学校教育関係者 など

ア 市の基本的な考え方

- ・センター事業を円滑に推進していくために、各地区的センターに「(仮称) センター運営推進委員」を置くことができる。(委員は 20 人以内とする。)
- ・センター事業の企画運営について協議するとともにセンター管内の情報共有を図るため、各地区的センターに「(仮称) センター運営協議会」を設置する。
- ・「(仮称) センター運営協議会」は、次のようなメンバーを中心に構成する。
 - ・センター長及びセンター職員
 - ・(仮称) センター運営推進委員（の代表）
 - ・当該センター管内の各地区まちづくり推進委員会の代表

※ 地区まちづくり推進委員会ができていない地域については町内会長又は行政連絡員

 - ・地域学校協働活動推進員などの学校関係者
 - ・その他当該センター管内でまちづくり活動等に取り組む団体の代表
 - ・連携主事（仮称：まちづくりコーディネーター）
 - ・市担当課職員（まちづくり担当課・社会教育担当課）

イ 各団体等からの意見・提言

- ・特になし

ウ 部会委員からの意見

- ・運営推進委員の位置づけがどのようになるのか。
- ・運営推進委員による会議の開催は必要である。
- ・(社会教育とまちづくりの) 両方の面倒を見ることができる人がよいが、人選が難しい。
- ・地区まちづくり推進委員会の役員体制の中での位置づけが必要である。
- ・地区内での組織体制の整理統合が必要である。
- ・運営推進委員は地区まちづくり推進委員会と統合するのがよい。

1-⑫ 運営方式

浜田市公民館	参考	
	周南市 (市民センター)	坂井市 (コミュニティセンター)
直営	<p>センターの設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせることができる。</p>	<p>直営</p> <p>※指定管理等は検討課題</p>

ア 市の基本的な考え方

- ・将来的に管理運営委託を目指すこととし、当面（3年程度）直営で運営する。
※分館はこれまでどおり自治会へ委託する。
- ・管理運営委託については、浜田市における公民館のコミュニティセンター化に即した委託方式を採用するため、コミュニティセンター化についての評価・検証を行いながら検討する。
- ・検討に当たっては、公民館のコミュニティセンター化についての評価・検証・改善提案等や運営方法について検討する全市的な協議機関（組織）を設置する。構成員については、センター関係者、まちづくり関係者、社会教育関係者、市職員を中心に、必要に応じて島根県や専門家（識見者）を加えて構成する。

イ 各団体等からの意見・提言 ※ 主に市の方針変更前（委託方針の際）に提出された意見

- ・直営方式と委託方式の比較検討結果を提示し、メリット・デメリットを精査して説明をされたい。（市議会：行革）
- ・直営方式から委託方式に変更されるが、委託先をはじめ、委託方法やスケジュールにおいて、不明瞭な部分が多い。住民や関係者が不安にならないよう明確かつ丁寧な説明をされたい。（市議会：行革）
- ・委託業務の内容や委託金額等を示して、受け入れ先を早急に探す必要がある。（市公連）
- ・管理運営がなぜ直営ではいけないのか。これまでの公民館の活動の積み上げを重視し、市長部局で3年や5年運営したうえで行財政改革の面で委託を選択するなら理解できるが、そのあたりの説明をお願いしたい。（市公連）
- ・なぜ委託なのか。委託先があるのか。まちづくり委員会がしっかりしている所は可能かもしれないが、そうでないところは現時点では考えにくい。公民館活動やまちづくり、社会教育について経験がないところに委託できるのか。（市公連）
- ・管理運営委託について、いまだに中身が決まっていない段階で、今どう理解し、どう判断すれば良いのかわからない。（市公連）

ウ 部会委員からの意見

- ・管理運営については、直営を望む。
- ・まずは直営でスタートし、完全に準備が整えば指定管理とする。
- ・運営方式は時間をかけて検討する必要がある。

今後のスケジュール（予定）

コミュニティセンター化検討部会		条例検討委員会	
回数	日時・場所	回数	日時・場所
第1回	令和元年 11月5日(火)14:40~15:30 市役所4階 講堂	第1回	令和元年 11月5日(火)13:30~14:30 市役所4階 講堂
第2回	11月20日(水)18:30~20:30 市役所4階 講堂	第2回	11月20日(水)18:30~20:30 市役所4階 講堂
第3回	11月29日(金)13:30~15:30 市役所4階 講堂	—	—
公民館のコミュニティセンター化に係る先進地視察 12月19日(木) 周南市			
第4回	12月23日(月)13:30~15:30 市役所4階 講堂	第3回	12月25日(水)18:30~20:30 市役所4階 講堂 部会報告
第5回	令和2年 1月22日(水)16:00~18:00 市役所4階 講堂	第4回	令和2年 1月22日(水)18:30~20:30 市役所4階 講堂
協働まちづくりフォーラム 2月11日(火・祝) いわみーる			
第6回	2月21日(金)13:30~15:30 市役所4階 講堂	—	—
第7回	3月19日(木)13:30~15:30 市役所4階 講堂	第5回	3月23日(月)18:30~20:30 市役所4階 講堂 部会報告
第8回	4月下旬 [報告書素案の検討]	第6回	4月下旬
第9回	5月下旬 [報告書まとめ]	第7回	5月下旬 部会報告
—	—	第8回	7月中旬
第10回	9月下旬	第9回	8月上旬
第11回	11月上旬	第10回	11月上旬